

「太陽光発電の新たな買取制度」に対する意見

氏名	自然エネルギー市民の会
住所	〒540-0025 大阪市中央区本町2-1-19-470
電話番号	06-6910-6301
FAX番号	06-6910-6302
Eメールアドレス	wind@parep.org
意見	
<p>・該当箇所 全体</p> <p>・意見内容</p> <p>1 当会は、以前から再生可能エネルギー電力買取補償制度の導入を求めてきたが、それは、地球温暖化防止、再生可能エネルギー関連産業の発展と雇用の拡大、エネルギー自給率の向上、地方の活性化など、持続可能な低炭素社会を構築していくための必要不可欠な手段であるからである。</p> <p>今回の「太陽光発電の新たな買取制度」（以下、「本提案」という）は、太陽光発電の普及に一定の効果をもたらすものと考えられるが、上記の効果を十分に発揮することはできない。ドイツをはじめ、世界の多数の国に広がりつつある再生可能エネルギー電力買取補償制度は、あらゆる再生可能エネルギーを対象に、より高い買取価格でより長期間の買取を実施し、上記の目標を達成しようとしている。</p> <p>「本提案」を以下の点で修正し、地球温暖化の防止と持続可能な低炭素社会の発展に寄与する本格的な買取補償制度とすべきである。</p> <p>制度導入の目的を、地球温暖化防止、再生可能エネルギー関連産業の発展と雇用の拡大、エネルギー自給率の向上、地方の活性化など、持続可能な低炭素社会の構築のためと明確にすべきである。</p> <p>対象を太陽光発電だけに限定せず、風力、バイオマス、中小水力、地熱を含むあらゆる再生可能エネルギーを対象にするべきである。とくに、大幅なCO2削減が求められている中で、風力やバイオマス、中小水力、地熱などのほうが、太陽光発電よりも低い買取価格で、大容量の普及が可能であり、費用対効果ははるかに高い。</p> <p>買取対象を余剰電力に限定せず、既存の電力系への関係の有無や設備の既設・新設にかかわらず、発電電力全量を買取の対象とすべきである。また、設備の初期投資額と維持管理費が補償される買取価格と買取期間にすべきである。さらに、金融機関等から融資を受けても返済可能な買取条件を整え、誰もが設置できるようにすべきである。</p> <p>財源を電気料金に組み込むことは有り得る手法と考えるが、電源開発促進税などの既存の電力料金体系の見直し、国民の負担と受益を明らかにし、透明かつ公正な制度するなど、国民の十分な理解を得た上で実施すべきである。</p>	

・ 該当箇所

1 基本的な考え方について(1~2頁)

・ 意見内容

「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー」という用語に変えるべきである。長期目標だけでなく、「2020年程度の中期目標」こそが、再生可能エネルギーの技術開発や普及促進に重要なことを明記すべきである。

太陽光発電のみを「特に潜在的な利用可能量が多い」とする記述は、太陽熱や風力発電、バイオマスも入れた記述に改めるべきである。

「(個人が)自ら導入に取り組むことが比較的容易な電源」、「地球温暖化対策という課題に対して、一人一人の国民が自らの意思で参画し得る電源」としてとらえることができる電源として、太陽熱利用や風力発電についても論及すべきである。

地球温暖化防止の観点からはCO2の削減こそが重要であり、「この3~5年こそが、我が国の太陽熱利用、太陽光発電や風力発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーにとっての『正念場』である」とすべきである。

・ 理由

新エネルギーは、石油代替エネルギー利用促進の趣旨から提起された概念であり、エネルギー基本法における環境保全上の趣旨が含まれていない。再生可能エネルギーは、エネルギー安定供給と環境保全のどちらの社会目標にも寄与しうるエネルギー資源である。したがって、この意味において、新エネルギーによる定義を再生可能エネルギーの定義に変えるのが現代の社会的要請にかなっている。

「基本的な考え方について」の最初に、「我が国は『世界全体の温室効果ガスの排出量を現状と比べて2050年までに半減する』という長期目標を提案し、世界に誇り得る『低炭素社会』を目指している」とし、このために重要な取組が「新エネルギーの技術開発や普及促進である」とするが、より重要なのは2020年の中期目標であり、「長期目標や中期目標のために重要な取組」とすべきである。

太陽光発電のみを「再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、・・・エネルギー・セキュリティの確保や地球温暖化対策の観点から、我が国における新エネルギーの中でも、その導入拡大には高い期待が寄せられている」とするが、太陽熱や風力発電、バイオマスなども「潜在的な利用可能量」は多く、「エネルギー・セキュリティの確保や地球温暖化対策の観点」からも、こうした再生可能エネルギーを太陽光発電に比して劣位にする理由はない。

「個人にとっては、他の新エネルギーと比べて、自ら導入に取り組むことが比較的容易な電源であり、国が取り組むべき地球温暖化対策という課題に対して、一人一人の国民が自らの意思で参画し得る電源としてとらえることができる」と記述するが、太陽熱利用も個人として取り組むことができる点では同じであり、また、買取補償制度を導入しているドイツなどでは、風力発電なども共同発電所などの形態で市民が出資する形で普及が進んでいるのであり、こうした太陽熱利用や風力発電についても記述すべきである。

「低炭素社会づくり行動計画」の「高い導入目標」や「高いコスト低減目標」を理由に、太陽光発電のみが「現下の厳しい経済・雇用の情勢を打開する『鍵』である」とされ、「この3~5年こそが、我が国の太陽光発電にとっての『正念場』であると考えられる」

とされるが、地球温暖化防止の観点からは CO2 の削減こそが重要であり、「この 3 ~ 5 年こそが、我が国の太陽熱利用、太陽光発電や風力発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーにとっての『正念場』である」と記述すべきである。

・ 該当箇所

2 の ( 3 ) 我が国の制度の実情とその評価 ( 4 ~ 5 頁 )

・ 意見内容

「特に RPS 法については、施行以来、利用目標量の増加に併せて、風力発電やバイオマス発電を中心に新エネルギーの導入拡大に寄与していると基本的に評価することができる」との記述を削除し、現在の RPS 法は再生可能エネルギー普及を促進するどころか、障害になっていることを明記すべきである。

現在の RPS 制度を廃止するか、その導入量を大幅に引き上げが検討されるべきであることを明記すべきである。

・ 理由

「特に RPS 法については、施行以来、利用目標量の増加に併せて、風力発電やバイオマス発電を中心に新エネルギーの導入拡大に寄与していると基本的に評価することができる」とされるが、現在の RPS 法は再生可能エネルギー普及を促進するどころか、普及の障害になっている。法が施行されてから、太陽光発電設備も風力発電設備もかえって伸び率が大幅に低下し、バイオマスについても、水力についても、設備自体は増えていない。世界 1 であった太陽光発電の導入設備容量もドイツに大きく水をあけられ、風力発電設備の導入設備容量は 13 位に転落している。こうした状況が、「風力発電やバイオマス発電を中心に新エネルギーの導入拡大に寄与していると基本的に評価することができる」などと評価できる状況でないことは明らかである。

「このことも踏まえ、我が国の新エネルギー導入促進政策としての体系は基本的に維持しつつ、我が国のエネルギー需給構造の実情を踏まえて必要な改善を行っていくという視点が重要」との認識は誤りであり、まず現在の RPS 法が再生可能エネルギーの導入の障害となっていることを認識し、現在の RPS 制度を廃止するか、その導入目標を大幅に引き上げることを検討すべきである。

・ 該当箇所

3 「新たな買取制度」の考え方 ( 6 ~ 8 頁 )

・ 意見内容

対象を太陽光発電だけに限定せず、太陽熱、風力、バイオマスを含むあらゆる再生可能エネルギーを対象にするべきである

「事業用発電目的」の設備も対象にすべきである。

余剰電力だけでなく「発電全量」を買取の対象とし、その買取価格や買取期間は、48 円 / kWh、10 年では不十分で、買取価格と買取期間は、設備の初期投資額と維持管理費が補償される買取価格と買取期間にすべきである。

買取義務、買取価格と買取期間を明示した法律を策定すべきである。

現在の RPS 制度を廃止するか、その導入目標を大幅に引き上げるとともに、買取補償制度の導入が検討されるべきであることを明記すべきである。

・ 理由

対象を太陽光発電だけに限定せず、太陽熱、風力、バイオマスを含むあらゆる再生可能エネルギーを対象にするべきである。大幅なCO2削減が求められている中で、太陽熱利用、風力やバイオマスなどのほうが、太陽光発電よりも低い買取価格で、大容量の普及が可能であり、費用対効果ははるかに高い。

地球温暖化防止の観点からすれば、CO2排出量の削減こそ喫緊の課題であり、「事業用発電目的」の設備を除外する理由はない。

買取の対象が「自家消費を越える『余剰電力』に限定」され、買取価格については「太陽光発電の設置者のコスト負担の水準や投資回収年数、国及び自治体における導入補助金などの財政支援の水準、一般家庭を含めた電力需要家の負担を踏まえつつ設定する必要がある」とされ、「当初は、現在の『余剰電力買取メニュー』の平均的な買取価格（一般家庭向け：約24円/kWh）の2倍程度に設定されることとなる」とされ、買取期間は「最長15年程度で投資回収が可能となるよう、10年程度の期間を目安に買取期間を設定することが考えられる」とされている。しかし、48円/kWhで余剰電力を買い取っても、10年では到底、投資回収はできない。買取価格と買取期間は、設備の初期投資額と維持管理費が補償される買取価格と買取期間にすべきである。「買取費用の負担水準については、・・・電力需要家における高額な費用負担を避け」、「標準世帯（月間300kWh）において月額十円程度～100円程度」とされているが、「一般家庭を含めた電力需要家の負担」を過度に強調するのは問題である。世論調査でも地球温暖化対策のためには一定の負担も甘受するというのが圧倒的多数を占めており、例としてあげられているドイツにおける月額360円程度の負担は十分国民の理解を得られる水準であり、それよりも設備の初期投資額と維持管理費が補償され、設置のインセンティブを考慮した制度にすべきである。但し、一般需要家への負担については、低所得者層への配慮が検討されるべきである。

本提案の「太陽光発電の新たな買取制度」は、3月10日に閣議決定された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の利用の促進に関する法律案（エネルギー供給構造高度化法案）」（以下、「エネルギー高度化法案」という）を根拠法とするとされるが、このエネルギー高度化法案は、エネルギー供給事業者の自主的取組を基本とし、「エネルギー供給事業の継続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図ることを目的」とするもので、再生可能エネルギーの普及を目的としていない。また、電気事業者に買取義務を課すものでもない。本提案の「太陽光発電の新たな買取制度」には、「買取価格と買取期間については、法令に基づき、国が設定して、一般電気事業者に当該価格で買取を義務づけるものとする」（7頁）と記載されているが、エネルギー高度化法案とは整合しておらず、買取義務、買取価格と買取期間を明示した法律が策定されるべきである。

「RPS法の利用目標量については、新たな買取制度の導入が風力発電などの他の新エネルギーの導入を後退させないように手当するため、・・・その運用のあり方について検討していく必要がある」とされるが、買取制度の対象を太陽熱利用、風力発電やバイオマスなどにも広げればすむことである。